

② 履修方法・修了要件等

1. 履修方法

- (1) 共通専門科目の必修科目群にある企業法学特別研究Ⅰ～Ⅵの6科目6単位が必修。
- (2) 共通専門科目（(1)の履修科目を除く）、専門科目（コースの科目を中心に）のうちから24単位以上を履修。
- (3) 以下の科目については、3単位を限度として修了要件となる単位として認められる。
 - ・特定関連科目
 - ・本学の他研究科及び他専攻の授業科目（教員会議の議に基づき、教育研究上有益と認められる場合）

企業法学専攻は大学院学則の10単位限度と異なるので注意すること。

2. 修了要件

- ・30単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること（中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる）。
- ・修士論文の本文の標準字数は40,000字～60,000字程度とする。

科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
専門科目	共通専門科目	必修「企業法学特別研究Ⅰ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅱ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅲ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅳ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅴ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅵ」(1単位)	6
	専門科目【企業関係法コース】	共通専門科目(必修科目を除く)、専門科目(コースの科目を中心に)のうちから24単位以上を履修。	24
	専門科目【国際ビジネス法コース】		
	専門科目【知的財産法コース】		
	専門科目【社会・経済法コース】		
専門科目【税法コース】			
	修了単位数	30	

- ・上表に基づき30単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること（中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる）。
 - ・修士論文の本文の標準字数は40,000字～60,000字程度とする。
 - ・以下の科目については、3単位を限度として修了要件となる単位として認められる。
 - ・特定関連科目
 - ・本学の他研究科及び他専攻の授業科目（教員会議の議に基づき、教育研究上有益と認められる場合）
- 企業法学専攻は大学院学則の10単位限度と異なるので注意すること。**